

技能講習受講者の皆様へ

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会

技能講習修了証記載事項の公的書類による確認のお願い

日頃より当協会において労働安全衛生法に基づく技能講習（作業主任者含む）を受講いただき誠にありがとうございます。

今般、神奈川労働局による特別監査が実施され、技能講習修了証に記載する「氏名、生年月日、本籍地」について、公的書類による確認が必要である旨の指導を受けました。

つきましては、平成 28 年 2 月度開催の技能講習から受講日当日に技能講習修了証に記載している「氏名・生年月日・本籍地（都道府県名のみ）」を公的書類によって確認させていただきますので、お手数をお掛けしますが受講日当日に公的書類をお持ちいただくようお願い致します。

記

1. 「氏名・生年月日・本籍（都道府県名のみ）」が確認できる公的書類とは

例えば以下①～⑥の書類となります

- ①氏名・生年月日・本籍(都道府県名のみ)記載の住民票記載事項証明書(原本)
- ②本籍記載の住民票(原本)
- ③戸籍抄本または謄本（原本）
- ④パスポート（原本）
- ⑤自動車運転免許証による本籍地読み取り情報（原本）
- ⑥外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書（原本）

2. 受講日当日の公的書類による確認とは

- 1) 受講日当日に、公的書類（例えば本籍記載の住民票など）をご提示いただき、受講申込書記載の「氏名・生年月日・本籍（都道府県名のみ）」を確認させていただきます。
- 2) 技能講習修了証の記載事項「氏名・生年月日・本籍地（都道府県名のみ）」を公的書類で確認の上、修了証を発行します。（公的書類による確認ができていない場合には修了証は発行できないことをご理解下さい。）

なお、対象講習は技能講習（安全衛生推進者及び衛生推進者を含む）に限らせていただきます。従って特別教育、各種セミナーおよび各種教育受講は公的書類の提示は不要です。

3. 実施日

平成 28 年 2 月 1 日以降開催する技能講習よりお願い致します。

4. 個人情報の保護について

ご提示いただきました個人情報は、技能講習修了証発行業務のみに利用させていただきます。

以 上